

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月19日	
条例の題名	認定こども園の認定要件等に関する条例		公 布 日	平成18年10月24日
条 例 番 号	平成18年三重県条例第68号		直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	健康福祉部子ども・家庭子育て支援課		電 話 番 号	059-224-2268
条例の概要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園の認定要件等を定めるものである。		条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	認定こども園の認定のために認定要件等を定めることが必要であり、条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	認定こども園の認定要件等は、法第3条第1項及び第3項の規定により、条例で定めることが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	認定こども園の認定要件等は、法第3条第1項及び第3項の規定により、条例で定めることが必要である。	
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	法第3条第1項及び第3項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	法第3条第1項及び第3項に基づき認定こども園の認定要件を定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無
	改正を 検討す る	右の理由により、条例改正が必要である。	制定予定の児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(仮称)との整合性等を図る必要がある。	有効期限 に関する 規定の有 無
				無
				無